

法 学 第 1 4 4 号

平成 23 年 5 月 10 日

各 私 立 学 校 長 様

(幼・小)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

東日本大震災の被災等にかかる平成 23 年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与について
このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pn=14>

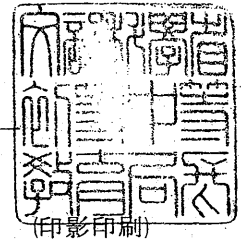
23文科初第195号

平成23年4月22日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

山 中 伸



東日本大震災の被災等にかかる平成23年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与について（通知）

平成23年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与については、平成23年3月11日付け22文科初第1695号により平成23年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱を通知したところです。

同要綱では、給付対象者として、「海外に1か年以上在留することを予定し出国する日本国籍を有する児童生徒」としておりますが、東日本大震災の被災等により、やむをえず海外に出国した場合は、海外での在留予定が1か年未満であっても給与対象者に含めることとしましたので、貴管下の関係機関・学校に対し周知方よろしくお願いいたします。

添付資料

- 「平成23年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与について（通知）」（平成23年3月11日付け22文科初第1695号）
- 平成23年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱

一本件連絡先

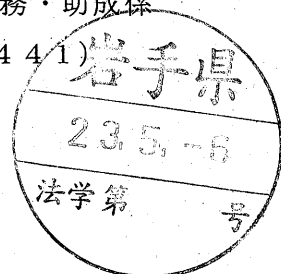
〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局国際教育課庶務・助成係

TEL 03-5253-4111（内線2441）

FAX 03-6734-3738





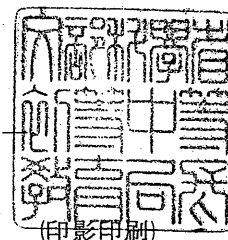
22文科初第1695号

平成23年3月11日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

山 中 伸



平成23年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与について（通知）

標記について、平成23年度においても昨年度同様に引き続き実施することとなりました。

については、現に海外に在留する学齢子女に対する教科書は、毎年度、前期用と後期用の2回に分けて、文部科学省が在外公館を通して一括送付し、現地で給与することとしていますが、年度途中に出国する児童生徒に係る教科書については、財団法人海外子女教育振興財団を通じてあらかじめ国内で給与するようにしていますので、別添「平成23年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱」に御留意の上、年度途中に出国予定の児童生徒に係る教科書の給与事務が円滑に処理されるよう、貴管下の関係機関・学校に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、拡大教科書の給与を希望される場合は、事前に財団法人海外子女教育振興財団へ御連絡願います。

また、「平成24年度において、小学校第1学年に入学することとなる児童で、海外の在留地到着予定日が平成23年11月以降である者」についても対象者としているため、所管の幼稚園、保育園への当該文書の周知について遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

一本件連絡先—

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局国際教育課庶務・助成係

TEL 03-5253-4111（内線2441）

FAX 03-6734-3738

平成23年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱

平成23年3月11日
文部科学省初等中等教育局長決定

1 趣 旨

文部科学省は、海外に出国する日本人学齢児童生徒の出国直後の教育に支障のないよう、財団法人海外子女教育振興財団（以下「財団」という。）の協力を得て、学習に必要な小・中学校用（拡大教科書を含む。）及び特別支援学校（小・中学部）用教科書を出国前に給与する。

2 給与事務協力機関

海外出国学齢児童生徒に対する教科書の給与事務を円滑に処理するため、文部科学省は、この制度の広報、申請書の受理及び教科書の給与の事務等について、財団の協力を得るものとする。

財団法人海外子女教育振興財団

〒105-0002

東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル6階

TEL (03) 4330-1341

(関西分室)

〒530-0001

大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル3階

TEL (06) 6344-4318

3 給与対象者

給与対象者は、平成23年度において、海外に1か年以上在留することを予定し出国する日本国籍を有する学齢児童生徒（平成24年度において、小学校第1学年に入学することとなる児童で、海外の在留地到着予定日が平成23年1.1月以降である者を含む。）で、その保護者から出国後の学習に必要な教科書の給与を希望する旨の申請があった者とする。

4 給与教科書

給与教科書は、小・中学校用（拡大教科書を含む。）及び特別支援学校（小・中学部）用の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書とし、次の(1)から(5)までの定めるところによる。

(1) 給与する教科書の種類（発行者名、教科書名等）は、別表「平成23年度海外子女用教科書一覧」のとおりとする。

(2) ただし、給与しようとする教科書が、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」の規定に基づき、すでに国内において給与対象者に給与されている場合は、これを給与教科書から除くものとする。

- (3) 給与対象者の海外在留地到着予定日が平成24年3月1日以降の場合は、平成23年度使用教科書を給与教科書から除くものとする。
- (4) 永住する場合は、給与対象者から除くものとする。
- (5) 教科書の入荷時期は例年、小学校後期（下巻）の教科書が6月中旬頃、小学校前期（上巻）及び中学校の教科書が11月中旬から12月上旬頃であるので、教科書の給与を希望する保護者は事前に財団に確認するものとする。
- (6) 特別な事由があると文部科学省が認めるときには、上記の定めによらないことができる。

5 申請及び給与の方法等

- (1) 教科書の給与を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、別紙様式1「海外出国学齢児童生徒用教科書（拡大教科書を含む）給与申請書」若しくは、別紙様式1-2「海外出国学齢児童生徒用教科書（特別支援学校用）給与申請書」（以下「申請書」という。）に所要事項を記入し、財団に提出する。
申請に際しては、原則として、出国前に在籍していた小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む。）の校長の交付する「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を申請書に添付するものとする。
- (2) 財団は、申請書受理後、申請書及び添付書類を文部科学省へ提出する。
- (3) 文部科学省は、教科書の給与を決定し、別紙様式2の「海外出国学齢児童生徒用教科書給与通知書」（以下「通知書」という。）を作成して、これに教科書を添付し、財団に交付する。
財団は、これを申請者に通知する。
- (4) 申請者は、財団から教科書を受領し、通知書の「受領書」欄に所要事項を記入し、押印して財団に提出する。
- (5) 財団は、当該受領書を文部科学省に提出する。

なお、申請書の提出、教科書の受領及び受領書の提出は、郵送等によっても差し支えない。

ただし、拡大教科書の給与を希望する場合は、事前に財団へ連絡すること。

6 実施期間

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。